

移住・定住アンケート

あなたの声をお聞かせください

最短

3分

で完了！

アンケートにお答えいただいた方には、
市役所総合窓口で
粗品をプレゼント！

手続きチェックシート

転出

他の市町村へ引越しされる方へ

忘れずにお持ちください

転出届

・ 転出することが決まってから実際に転出するまでの間に、あらかじめ届出が必要です
(転出するまでに届出ができなかった場合は転出後 1 4 日以内)

《届出に必要なもの》

・ 国外に転出される方でお持ちの方は「マイナンバーカード」

住み始めてから 14 日以内に、
「転出証明書（またはマイナンバーカード、住基カード）」を持参
して新しい住所地の市区町村役場で転入届をしてください。

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

本人確認書類

手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

＜官公署が発行した、顔写真付きで本人を
証明できるもの、免許証、許可証＞

1 点で
本人確認
できるもの

運転免許証

マイナンバーカード

その他
・ パスポート ・ 障害者手帳
・ 官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2 点が必要なもの

・ 健康保険証 ・ 年金手帳※
・ 介護保険証
・ 顔写真付きの社員証、学生証など

※年金手帳は令和 4 年 4 月 1 日に廃止されましたが、引き続き
本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。

2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や
委任状等により確認させていただきます。

3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方の
マイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。

転出に関連するおもな手続き

手続きが必要な住民の情報		手続きの名称	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
▼職員確認用（住民異動届を基に転出される方の情報を市民課で確認します。各手続きの詳細は受付窓口にご確認ください） ※各種資格確認書・受給者証等を転出日まで使う予定のある方は、転出後に郵送で返却いただくことも可能です						
保険 年金	国民健康保険に加入している方	・ 国民健康保険の脱退 ・ 保険証、資格確認書、資格情報 のお知らせのいずれかの返却	国民健康保険証、資格確認書、資 格情報のお知らせのいずれか		保険年金課 新居支所	
	→70 歳から 74 歳までの方	保険証（兼高齢受給者証）、資格 確認書、資格情報のお知らせの いずれかの返却	国民健康保険証（兼高齢受給者 証）、資格確認書、資格情報のお 知らせのいずれか			
	→修学のために転出する方	転出先で引き続き湖西市の 保険証、資格確認書、資格情報 のお知らせのいずれかを使う手続 き	学生証または在学証明書			
	→住所地特例に該当する施設に転出する方		在園証明書			
	→世帯に後期高齢者医療制度の 加入者がいる方	・ 特定同一世帯所属者証明書の 受取 ・ 旧被扶養者異動連絡票の受取 ※転出先へ提出してください				
高 齢	75 歳以上の方 または 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入して いる方	・ 保険証または資格確認書の返 却 ・ 負担区分等証明書の受取 ※転出先へ提出してください	後期高齢者医療保険証、または資 格確認書			
	各種認定証をお持ちの方	各種認定証の返却	・ 限度額適用認定証 ・ 限度額適用・標準負担額 減額認定証 ・ 特定疾病療養受療証 など			
	65 歳以上の方	保険証の返却	・ 介護保険証		高齢者福祉課	
こども	小学生・中学生のお子さまがいる方	転校手続き	※学校から、「在学証明書」と 「教科用図書給与証明書」を 受領し転出先へ提出してくだ さい		学校教育課	
	児童手当を受給している方	児童手当資格消滅届 ※公務員世帯の方は勤務先に お問い合わせください	転出先での申請遅れに 注意してください		こども政策課 新居支所	
	こども医療費受給者証をお持ちの方	受給者資格変更届または喪失届	こども医療費受給者証		こども政策課 新居支所	
	6 歳以下のお子様がいる方	保育園・こども園（保育部）に 関する手続き	※受付窓口でご相談ください		保育幼稚園課	

裏面にご本人様確認用の手続きがあります

来庁者ご自身で手続きを確認いただきわからないことはそれぞれの受付窓口にお問い合わせください

手続きが必要な住民の情報		手続きの名称	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
▼ご本人様確認用						
住所 戸籍	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	転出先でマイナンバーカード、住民基本台帳カードの継続利用（住所変更）	（お持ちの方） ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード		転出先の市区町村	
	申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	転出先で再申請が必要です	転出先の市区町村にご相談ください			
	印鑑登録をしている方	転出（予定日）で自動的に登録廃止になります			市民課 新居支所 西部地域センター	
保険 年金	海外へ出国する方	これからの年金についてのご相談			保険年金課	
		・国民年金保険料精算のご相談 ・国民年金の任意加入				
高 齢	要介護認定を受けていた方	介護保険受給資格証明書の受取 ※転出先へ提出してください	・介護保険被保険者証		高齢者福祉課	
	未納・還付となる介護保険料の相談	・口座振込依頼書の記入 ・納付相談	・通帳			
	住所地特例に該当する施設に転出する方	住所地特例施設入所の届け出 ※転出先でも湖西市の介護保険証をそのまま使ってください（後日新しい証を郵送します）	・介護保険証 ・申請者の身分証			
障がい	障がいの手帳をお持ちの方	転出届	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・マイナンバーカード		地域福祉課	
	特別児童扶養手当等を受給している方	・住所変更届 ※転出先で再度手続きが必要	・受給者証			
	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	・受給者資格変更届 または喪失届	・重度心身障害者医療費受給者証 ・保険証、資格確認書、資格情報のお知らせのいずれか			
こども	妊娠中の方	湖西市での手続きは必要ありません ※湖西市の妊婦健康診査受診票は転出日から使えなくなりますので、転出先の市区町村で受診票交付の手続きをしてください			こども未来課	
	ひとり親家庭等に該当している方	児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください		こども政策課	
		ひとり親家庭等医療費助成の資格変更届または喪失届	ひとり親家庭等医療費受給者証			
こども	の各種制度を転出先で申請する方	所得課税証明書の取得 ※各種手続きで必要となるかを転出先の市町村で確認のうえ、取得してください。	本人確認書類（免許証など）		税務課 新居支所 西部地域センター	
税・料金	上下水道の使用をやめる方	使用中止届	お電話またはインターネットで手続きできます		上下水道課	
	原付バイク・小型特殊を所有している方	廃車申告（軽自動車税）	※受付窓口でご相談ください		税務課	
	軽自動車を所有している方	※軽自動車検査協会でご相談ください（☎050-3816-1777）			税務課	
	自動二輪（125 cc超）を所有している方	※運輸局でご相談ください（☎050-5540-2052）				
	湖西市に土地や家屋をお持ちの方	納税管理人のご相談				
	海外に転出される方	納税管理人のご相談				
	未納となっている税のご相談	納付相談				
その他	市営住宅を退去する方	市営住宅の退去手続き	※事前に受付窓口でご相談ください		建築住宅課	
	ごみの出し方のご案内	（ごみの出し方パンフレット）	※詳しくは「ゴミガイドブック」や「分別収集カレンダー」をご覧ください		廃棄物対策課	
	飼い犬と一緒に転出する方	飼い犬の登録変更	・新しい犬の飼い主が市外の方 場合⇒お住まいの市区町村指定の窓口で変更手続き		環境課	

Q こんなときはどうしたらいいの？ 転出届をしたけれど・・・

新しい住所に住み始めてから、14 日以上経過してしまった。	→ 転出証明書は有効ですので、早急にお届けください。
転出届をした住所とは、違うところに住むことになった。	→ 転出証明書は、そのままでも有効です。 実際に住み始めた市区町村にお届けください。
転出届をしたあとに、引越しがとりやめになった。	→ 取消の手続きが必要です。転出証明書をご持参のうえ、市民課・新居支所で早急に取消の手続きをしてください。



静岡県

湖西市

Kosai City Official Site

開庁時間

あさ 8時30分 ~ 夕方 5時15分
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

湖西市ホームページ

各課連絡先

